

聖路加国際病院院長任用細則

(目的)

第1条 この細則は、聖路加国際病院院長任用規程（以下「規程」という）に基づき、院長任用の詳細に関し、必要な事項を定める。

(院長候補者選出手続)

第2条 規程第4条の規定に定める院長候補者は、院長推薦委員会（以下「委員会」という）において次期院長の候補者として審議の対象とする者（以下「院長候補審議対象者」という）より選出し、理事会に推薦するものとする。

- 2 前項に定める院長候補者の選出において、投票による場合には、議長は投票に加わらないものとし、可否同数の場合は議長がこれを決する。
- 3 院長候補者が複数名の場合は、2名以上に順位を付して理事会に推薦しなければならない。
- 4 委員会は、選出結果に基づき推薦書を作成し、理事会へ提出する。
- 5 委員会における審議内容は、委員会が自ら理事会に報告する内容を除き、すべて非公開とする。

(第3号委員の構成)

第3条 規程第6条第1項第3号に定める法人外部の委員は、法人と利害関係のない者とし、以下の基準のうちいずれかを満たす者とする。

- (1) 病院管理及び医療に係る安全管理に関する見識を有する者
 - (2) 法律に関する見識を有する者
- 2 前項の定める利害関係のない者は、役員、評議員または教職員以外の者であって、以下のすべての要件を満たした者とする。
- (1) 委員就任時において、過去10年間に法人と雇用関係に無いこと。
 - (2) 委員就任時において、過去3年間に年間50万円超の寄附金・契約金等を法人から受領していないこと。
 - (3) 委員就任時において、過去3年間に年間50万円超の寄附を法人に対して行っていないこと。

(委員会の成立要件)

第4条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

- 2 前項において、規程第6条第1項第3号に定める委員の出席がなければならないものとする。

(院長候補審議対象者の推薦)

第5条 委員会は、院長候補審議対象者を公募により受け付けるものとする。

- 2 前項の公募への応募は、学校法人聖路加国際大学理事もしくは評議員のいずれかによる推薦人1名を必要とする。ただし、委員会の委員となる理事もしくは評議員は推薦人となることはできない。
- 3 前項において、推薦人は推薦人本人の配偶者および3親等以内の者を推薦することはできない。
- 4 第2項における推薦は、あらかじめ推薦を受ける者の同意を得なければならない。
- 5 委員会は、院長候補審議対象者から以下の書類の提出を求める。当該書類の提出期限等は委員会で定める。

- (1) 推薦書（推薦理由を含む）
 - (2) 略歴書
 - (3) 適格要件確認書
 - (4) 所信表明書
- 6 委員会の審査は、前項で定めた書類および院長候補審議対象者からの所信表明等の聴取に基づき行う。
- 7 第2項において推薦された院長候補審議対象者が、委員の配偶者および3親等以内の者または特別の利害関係者となる場合は、当該委員は審議に加わることができないものとする。

（委員の任期）

第6条 委員の任期は、次期院長が任命されるまでとする。

- 2 規程第6条第5項により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（事務局）

第7条 委員会の事務局は法人事務局とする。

（改廃）

第8条 この細則の改廃は、常任理事会の議を経て、理事長が行う。

附則

1. 制定：2016年6月29日（第2条にかかわらず、2017年3月末任期満了の院長の任用については、2016年9月の理事会において院長推薦委員会を設置する。）
2. 改定：2019年9月13日（第3条・法人外部委員の要件。第4条・委員会の成立要件）
3. 改定：2020年6月23日（第5条・院長候補審議対象者の推薦）
4. 改定：2022年4月1日（第2条・院長候補者選出手続、第3条・第3号委員の構成、第4条・委員会の成立要件、第5条・院長候補審議対象者の推薦）